

「最低制限価格制度」の一部改正について(お知らせ)

建設関連業務委託において、国・県の積算基準の改正にあわせて一部費目構成を変更するとともに、ダンピング受注防止対策のより一層の強化を図り契約の適正な履行を確保するため、最低制限価格の設定基準を改正することとしましたのでお知らせします。

なお、今回の改正は、平成24年6月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。

詳細につきましては、八戸市ホームページに掲載している「八戸市最低制限価格制度要綱」をご覧ください。

〔改正内容〕

建設関連業務委託の最低制限価格の算定方法を次のとおり変更します。

現 行	改 正 後
測量業務 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費×30% [算定式] (①+②+③)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~80%	測量業務 ①直接測量費 ②測量調査費 ③諸経費×40% [算定式] (①+②+③)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~80%
建築関係コンサルタント業務 ①直接人件費 ②特別経費 ③技術料等経費×50% ④諸経費×50% [算定式] (①+②+③+④)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~80%	建築関係コンサルタント業務 ①直接人件費 ②特別経費 ③技術料等経費×60% ④諸経費×60% [算定式] (①+②+③+④)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~80%
土木関係コンサルタント業務 ①直接人件費 ②直接経費 ③技術経費×50% ④諸経費×50% [算定式] (①+②+③+④)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~80%	土木関係コンサルタント業務 ①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価×90% ④一般管理費等×30% [算定式] (①+②+③+④)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~80%
地質調査業務 ①直接調査費 ②間接調査費 ③解析等調査業務費×70% ④諸経費×30% [算定式] (①+②+③+④)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~85%	地質調査業務 ①直接調査費 ②間接調査費×90% ③解析等調査業務費×75% ④諸経費×40% [算定式] (①+②+③+④)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~85%
補償関係コンサルタント業務 ①直接人件費 ②直接経費 ③技術経費×50% ④諸経費×50% [算定式] (①+②+③+④)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~80%	補償関係コンサルタント業務 ①直接人件費 ②直接経費 ③その他原価×90% ④一般管理費等×30% [算定式] (①+②+③+④)×1.05 [設定範囲] 予定価格(税込)の65%~80%

☆算定式の端数処理

①、②、③、④は1円未満の端数切り捨て。①~④の合計額は千円未満の端数切り捨て。

最低制限価格 = $(①+②+③+④) \times 1.05$ ※「×1.05」は消費税の加算を表します。

千円未満切り捨て

〔対象となる建設関連業務委託〕

建設工事に関連する「測量業務」「建設コンサルタント業務」「地質調査業務」「補償関係コンサルタント業務」に係る契約で、予定価格が50万円を超えるもの。